

環境省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 環境省組織令の一部改正

一 総合環境政策局を廃止し、その事務を大臣官房に移管する等の整理を行うとともに、環境省に総合環境政策統括官を置くこと。

(第二条、第三条、第八条、第十二条、第十四条及び第十六条から第二十二条まで関係)

二 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び放射性物質汚染対処技術統括官を廃止し、環境省に環境再生・資源循環局を置くこと。

(第二条、第三条、第五条、第七条、第八条、第十条及び第四十条から第四十四条まで関係)

三 地球環境局に参事官を置くこと。
(第二十三条及び第二十七条関係)

四 自然環境局総務課の所掌事務の一部を自然環境計画課へ移管すること。
(第三十六条関係)

五 福島県を管轄区域とする環境省の地方支分部局を、福島地方環境事務所とすること。

(第四十九条関係)

六 大臣官房環境保健部参事官等の設置期間の特例を規定すること。
(附則第二項から第六項まで関係)

第二 その他

- 一 この政令は、平成二十九年七月十四日から施行すること。
(附則第一条関係)
- 二 福島地方環境事務所の規定について所要の経過措置を規定すること。
(附則第二条及び第三条関係)
- 三 関係政令について所要の改正を行うこと。
(附則第四条及び第五条関係)